

入札参加資格の承継に係る事務取扱について

1 承継を認める場合

入札参加資格の承継は、当該承継を希望する業種（建設業、物品・役務業、測量業等）に係る営業の一切が移転したと認められる場合にのみ承継するものである。

なお、有限会社から株式会社への組織変更は、登記簿によりそれが確認できる限りにおいて、変更届で処理するものとする。

2 承継を認めない場合

次の各号に掲げる場合は営業の一切が移転したと認められず、承継が認められない。

- (1) 例えば、土木一式工事業と建築一式工事業とを併業する者から、土木一式工事業の営業のみを譲受された場合で土木一式工事業の入札参加資格の地位を承継しようとする場合。
- (2) いわゆる「暖簾分け」により入札参加資格の地位を承継しようとする場合。
- (3) その他上記各号に類する場合。

3 承継の申請手続き

入札参加資格の承継を申請しようとする者は、入札参加資格承継審査申請書（別記様式第13号）に次の各号に掲げる場合に応じた書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 入札参加資格を有する者が営業譲渡により、その営業を一体として譲渡し、当該営業を譲渡した者が当該営業に係る入札参加資格の地位を承継しようとする場合。

ア 営業譲渡契約書の写

イ 法人にあっては営業譲渡契約を承継決議した株主総会の議事録の写（譲受人及び譲渡人）

ウ 法人にあっては定款（譲受人のみ）

エ 公正取引委員会届出受理書の写（譲受人及び譲渡人）

オ 移転財産目録（譲渡人のみ）

カ 承継を希望する業務に関する許可（登録）証明書（譲受人のみ）

キ 商業登記簿謄本（譲受人のみ）

ク 印鑑証明書（譲受人のみ）

ケ 許可（登録）取消通知書の写又は廃業届（官公庁の受付印のあるもの）の写等、承継に係る営業を廃止したことを証するもの（譲渡人のみ）

- (2) 入札参加資格を有する会社が吸収合併により消滅し、合併後存続する会社が当該消滅した会社の入札参加資格の地位を承継した場合。

ア 合併契約書の写

イ 合併契約を承継決議した株主総会の議事録の写（存続会社及び非存続会社）

ウ 変更後の定款（存続会社のみ）

エ 公正取引委員会届出受理書の写（存続会社及び非存続会社）

オ 移転財産目録及び引継職員名簿（非存続会社のみ）

カ 承継を希望する業務に関する許可（登録）証明書（存続会社のみ）

キ 合併後の商業登記簿謄本（存続会社のみ）

ク 合併後の印鑑証明書（存続会社のみ）

ケ 許可（登録）取消通知書の写又は廃業届（官公庁の受付印のあるもの）の写等、承継に係る営業を廃止したことを証するもの（非存続会社のみ）

(3) 入札参加資格を有する個人が死亡し、相続により、その者が営業のために使用していた財産の全てを相続した相続人が入札参加資格の地位を承継しようとする場合。

ア 戸籍謄本（相続人及び非相続人）

イ 移籍財産目録（非相続人のみ）

ウ 承継を希望する業務に関する許可（登録）証明書（相続人のみ）

エ 許可（登録）取消通知書の写又は廃業届（官公庁の受付印のあるもの）の写等、承継に係る営業を廃止したことを証するもの（非相続人のみ）

(4) 入札参加資格を有する個人がその営業を廃止し、その者が営業のために使用していた財産の全てを提供して設立した会社が入札参加資格の地位を承継しようとする場合。

ア 移転財産目録及び引継職員名簿（廃業する個人のみ）

イ 承継を希望する業務に関する許可（登録）証明書（新設法人のみ）

ウ 商業登記簿謄本（新設法人のみ）

エ 定款（新設法人のみ）

オ 印鑑証明書（新設法人のみ）

カ 許可（登録）取消通知書の写又は廃業届（官公庁の受付印のあるもの）の写等、承継に係る営業を廃止したことを証するもの（廃業する個人のみ）

4 資格者名簿上の取扱

入札参加資格の承継承認後は、資格者名簿に所用の変更を行う。